

令和 8 年度 登山計画書等分析業務について（案）

観光スポーツ部山岳高原観光課

1 目 的

県に提出された登山計画書（県登山安全条例施行規則第 3 条第 3 項に規定する団体が受け付けた県知事に届出があったものとみなす登山計画書を含む）や県警等が保有する遭難者情報を組み合わせて分析し、近年の登山者の属性や行動、遭難に繋がる傾向等を定量的に把握し、効果的な遭難防止対策の検討に資する知見を得ることを目的とする。

2 事業概要

(1) 業務の内容

	対象山域等	委託内容
情報の提供	県内山域における主要な登山道（32 ルート）	受託者が保有する登山計画書及び登山の記録（ログ）に関する情報の提供（過去 3 か年分）
分析業務	上記のうち北アルプス及び八ヶ岳における主要な登山道（25 ルート）	登山者の行動実態等について、登山計画書や登山の記録等を分析（過去 3 か年分）

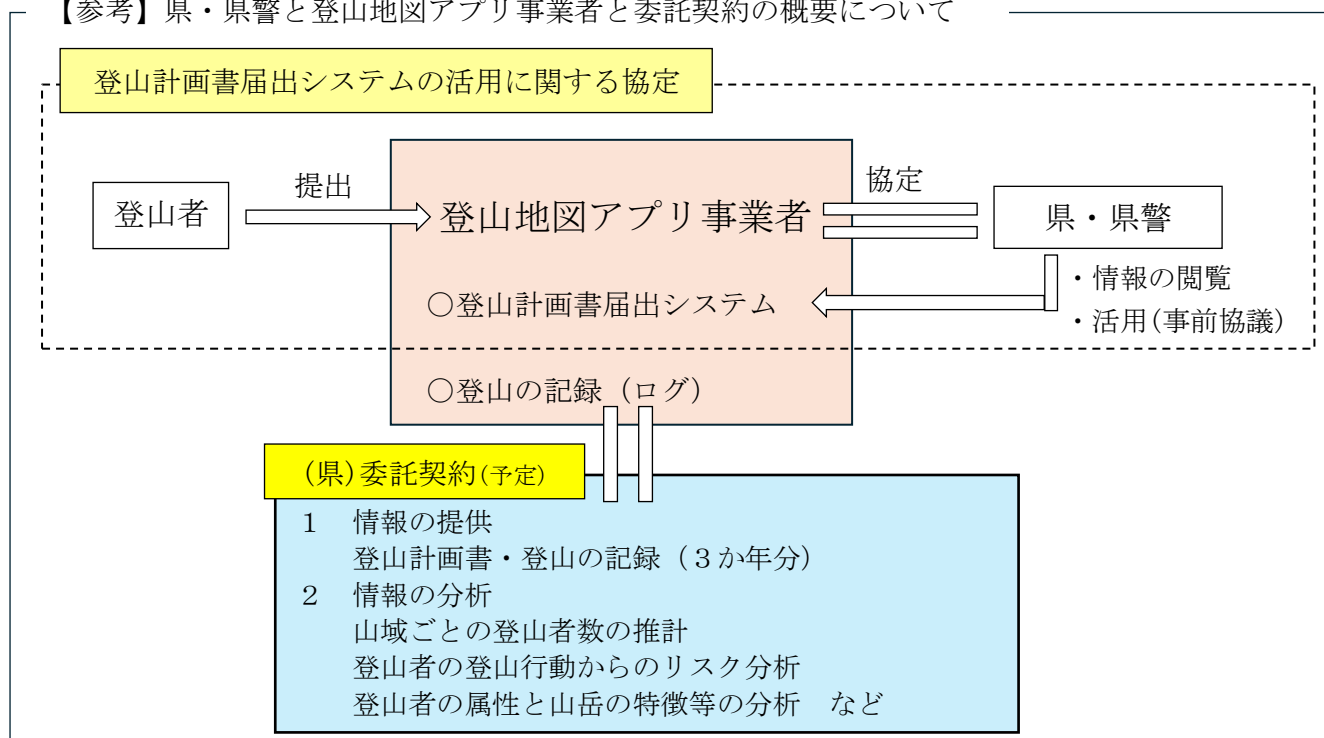
(2) 分析業務の方向性

- 登山者の技量と山の難易度との乖離（ミスマッチ）が生じやすいかの把握
- 遭難リスクが高い登山者（初心者、高齢者等）が集まる山域や登山ルート等の可視化
- 遭難リスクの要因等から想定される対策を講じるべきターゲット層の把握
- 登山計画と実際の行動にどのような違いが生じているかの把握 など

(3) 委託業務期間

契約締結から令和 8 年 12 月末まで

【参考】県・県警と登山地図アプリ事業者と委託契約の概要について



啓発ゲート（仮）設置による啓発効果の実証について（案）

長野県山岳遭難防止対策協会 防止対策部

1 目的

入山前に登山計画書の提出や装備等、必要な準備を促す「最後の砦」である登山相談所に、「啓発ゲート（仮）」機能を付与する検証事業を実施し、今後の山岳遭難防止対策の検討に繋げていく。

2 事業概要（案）

以下を関係者と相談しながら進めていく。

(1) 事業主体

長野県山岳遭難防止対策協会

(2) 実施内容

登山相談所の既存の取組に以下の機能等を付与するイメージで構築。

啓発ゲート機能 (2 F)	環境省の横尾登山口における登山ゲート事業をベースに以下の内容を検討。 付与する機能（案）
	○マナー啓発等 : 登山準備・登山ルール確認の署名 ○夜間登山等の抑止 : 登山口毎に決められた時間以降の入山自粛の呼びかけ ○登山者の装備確認 : 登山靴、雨具、ヘッドライト等最低限の装備がない者へ入山自粛の呼びかけ ○登山計画書等 : 登山計画書の届出がない者の通行自粛の呼びかけ ○その他 : アンケート調査の実施 など
相談所の既存の 啓発 (1 F)	○登山計画書をベースとした登山者の入山前の登山準備の確認 ○気象条件や自分の力量等に見合った慎重な行動の呼びかけ 等

(3) 啓発ゲート機能を付与する登山相談所

入山者の多い北アルプスの主要登山口の中から関係者と調整のうえ選定

(4) 設置期間

令和8年7～8月のうち3週間程度を想定（関係者との調整による）

<参考>先行事例

① 山梨県 富士山吉田ルート (R6～)

条例に基づき、通行料を徴収、1日の登山者数の制限、入山時間の制限を実施

② 静岡県 富士山 富士宮ルート、御殿場ルート、須走ルート (R7～)

条例に基づき、入山料の徴収、事前学習の義務付け、入山時間の制限を実施

③ 環境省 横尾登山ゲート試行実験 (R7.9.13～10.13)

登山計画書の提出状況、登山装備の準備状況、山岳保険の加入状況等をチェックし、入山時間や登山の利用ルール、マナーを守ることについて入山者に署名を求めるゲート設置を試行的に実施